

日 高 町  
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画  
〔 概 要 版 〕

令和5年2月

日高町

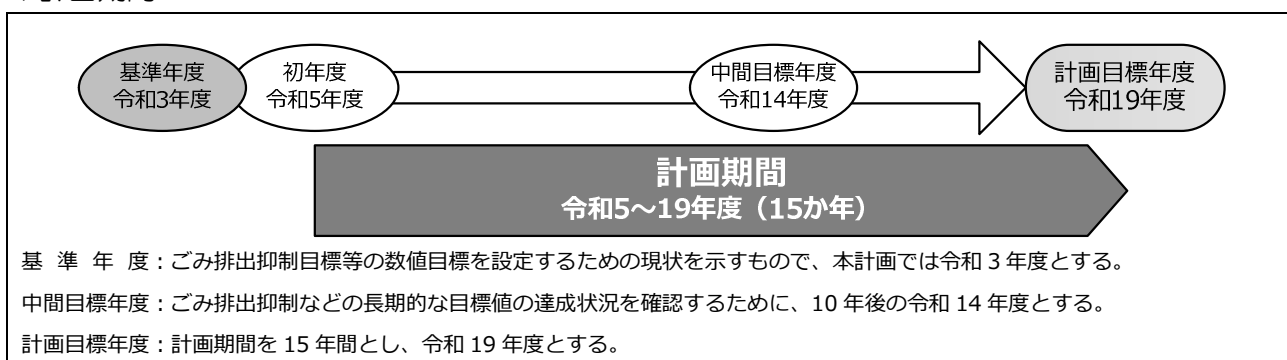


## 1 計画策定の目的

日高町（以下「本町」という。）では、平成 29 年 3 月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前基本計画」という。）を策定しました。前基本計画策定から 5 年が経過し、本町の一般廃棄物の処理を取り巻く諸情勢が変化していることから、本町では国内外の情勢も踏まえた上で、前基本計画の見直しを行うものとします。

「日高町一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本町の総合計画と整合したものです。

### ◆計画期間



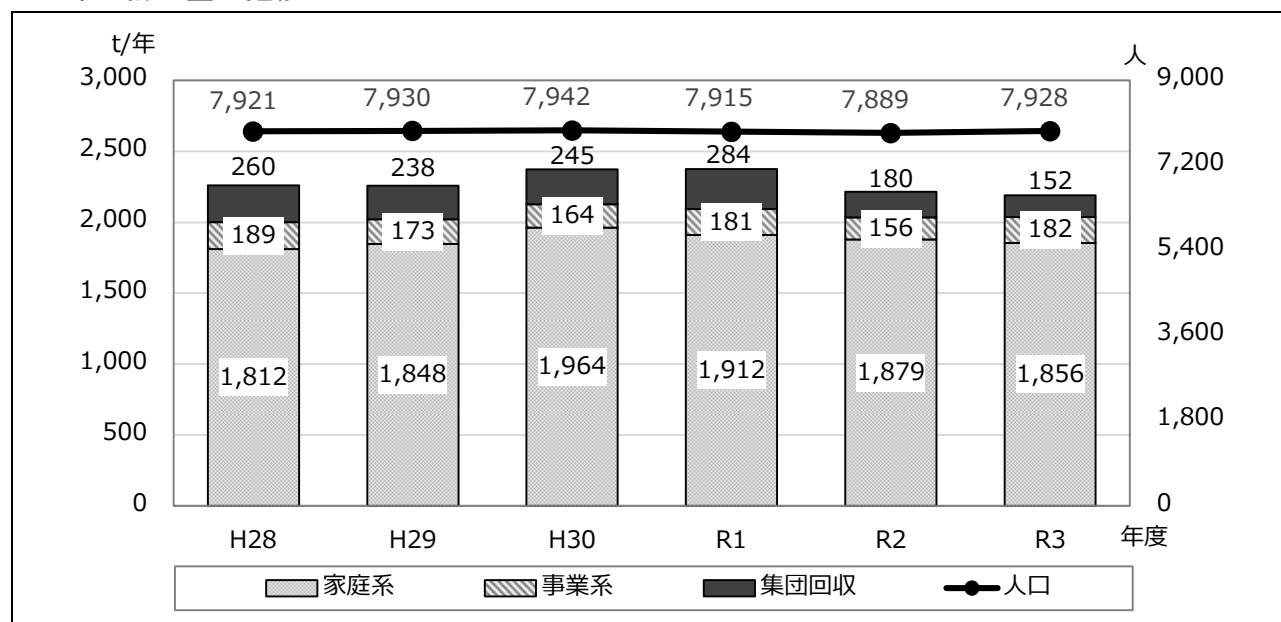
## 2 ごみの処理の現状

### (1) ごみの排出量

本町におけるごみの年間排出量は、近年減少傾向にあります。

家庭系、事業系別にみると、家庭系ごみは横ばい傾向、事業系ごみは増加傾向となっています。

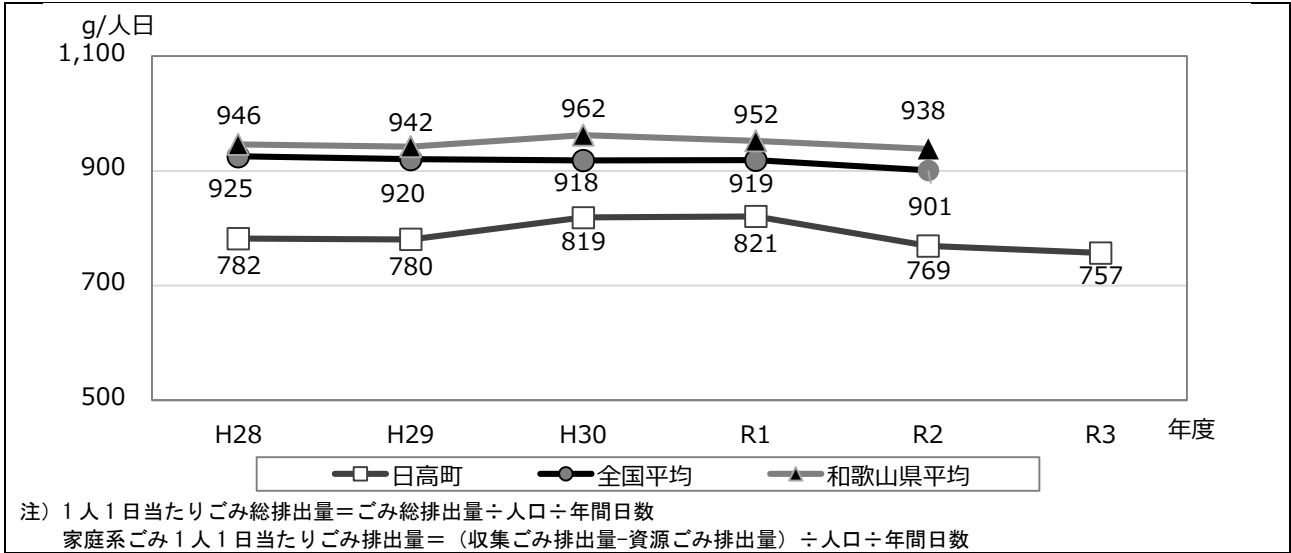
### ◆ごみの排出量の推移



# 一般廃棄物処理基本計画

本町の1人1日当たりごみ総排出量は、平成30年度と令和元年度に800gを超えたが、和歌山県平均や全国平均と比較すると100g以上少ない値となっています。

## ◆1人1日当たりごみ総排出量の推移

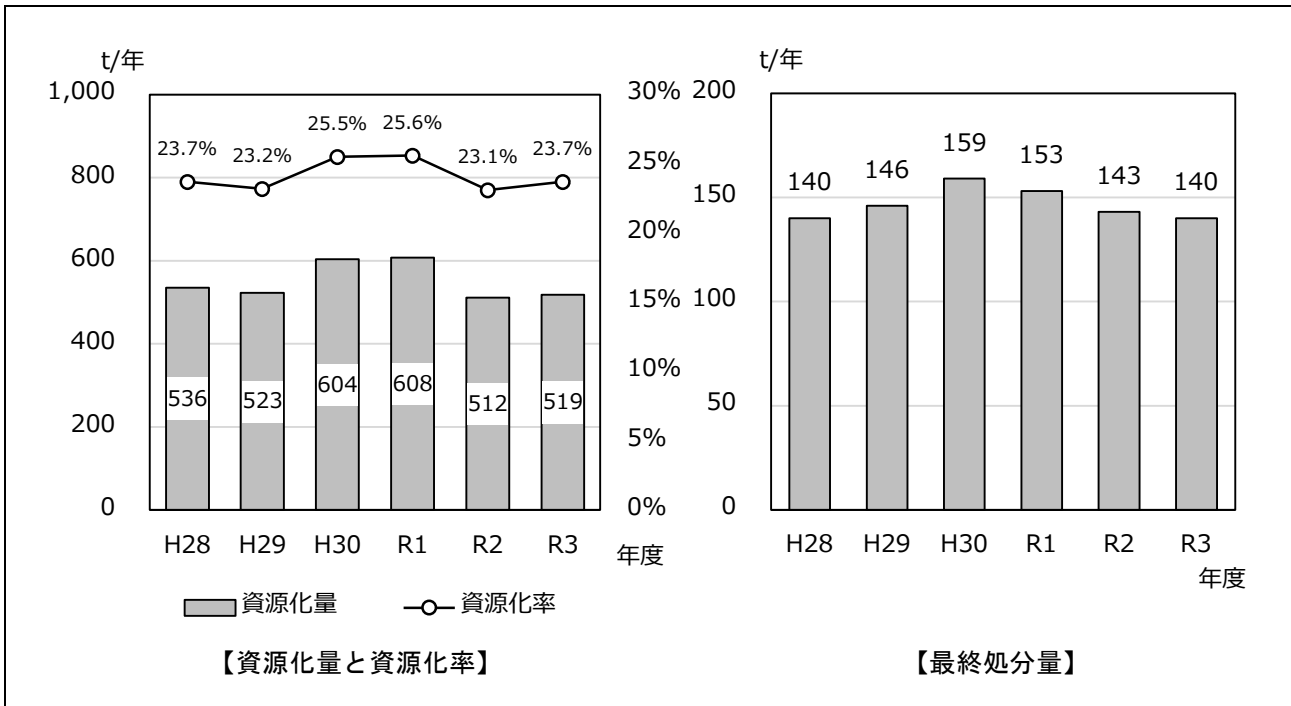


## (2) 資源化と最終処分

本町における集団回収を含めた資源化量と資源化率は、平成30年度、令和元年度に増加していますが、概ね横ばい傾向で令和3年度の資源化率は23.7%となっています。

本町の最終処分量は、令和元年度以降減少傾向で令和3年度は140t/年となっています。

## ◆資源化と最終処分の推移



### 3 目標達成の状況

#### (1) 排出抑制目標

前基本計画ではごみ総排出量を、令和3年度で2,166tとする目標値を定めています。ごみ排出量は減少推移しており、令和3年度のごみ排出量は2,190tとなり、前基本計画の目標値を概ね達成しています。しかし、本町の1人1日当たりのごみ排出量及び家庭系ごみ1人1日当たり排出量は、基準年度や目標年度の数値を上回っている状況です。

#### ◆前基本計画におけるごみ排出抑制目標

項目	単位	基準年	実績						目標
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
総排出量	t	2,285	2,261	2,259	2,373	2,377	2,215	2,190	2,166
	対27	-	-1.1%	-1.1%	3.9%	4.0%	-3.1%	-4.2%	-5.2%
1人1日 当たりごみ 総排出量	g/人日	788.5	782.0	780.5	818.6	820.5	769.2	756.8	690.2
	対27	-	-0.8%	-1.0%	3.8%	4.1%	-2.4%	-4.0%	-12.5%
家庭系1人1 日当たりご み排出量	g/人日	628.7	626.4	638.5	677.0	660.1	652.3	641.6	592.5
	対27	-	-0.4%	1.6%	7.7%	5.0%	3.8%	2.1%	-5.8%

#### (2) 資源化目標

前基本計画における資源化率の目標値は、令和3年度で27.4%となる計画としています。令和3年度の実績は23.7%となり、目標値を達成していない状況です。

#### ◆前基本計画における資源化率の目標

項目	単位	基準年	実績						目標
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
資源化率	%	26.4	23.7	23.2	25.5	25.6	23.1	23.7	27.4

#### (3) 最終処分目標

前基本計画では、令和3年度までに最終処分量を141tまで削減するとしています。令和3年度の実績は140tであり、目標値を達成しています。

#### ◆前基本計画における最終処分目標

項目	単位	基準年	実績						目標
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
最終処分量	t	149	140	146	159	153	143	140	141

4 課題

ごみの排出抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 循環型社会の推進のため、今後ごみの排出抑制が必要です。</li> <li>● ごみの減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組みを進めることが必要です。</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃えるごみや燃えない複雑ごみに資源化が可能な品目が混入しないように分別徹底の周知が必要です。</li> <li>● サーマルリサイクルしているプラスチックについては将来的にリユースやマテリアルリサイクルへの対応について検討が必要です。</li> <li>● 紙製容器包装類について、現在燃えるごみに含まれるため資源化に取り組むことが必要です。</li> <li>● 集団回収量の増加につながる体制を整えることが必要です。</li> </ul>
事業系ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の徹底が必要で</li> </ul>
食品ロス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品ロスの削減を推進していくためには、住民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。</li> <li>● 食品ロス削減についての知識や啓発を住民・事業者に広く行っていくことが必要です。</li> </ul>
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭から排出されるごみを本町が責任をもって適正かつ円滑に収集・運搬していくための体制維持が必要です。</li> <li>● ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者等に対する対応の検討が必要です。</li> <li>● 水害や地震等の災害発生時に適切かつ円滑に収集・運搬できる体制の構築が必要です。</li> </ul>
安全で安定的な処理の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御坊広域行政事務組合（以下「組合」という。）との連携の強化が必要です。</li> <li>● 御坊広域清掃センター（以下「清掃センター」という。）の適正な補修工事や維持管理を行い、安定的な処理を継続することが必要です。</li> <li>● 基幹的設備改良工事については、適切な処理を継続しつつ、かつ地球温暖化への影響に配慮することが必要です。</li> <li>● 水害や地震等の災害発生時や感染症の流行時に廃棄物の処理を安定的かつ継続的に実施できる体制の確保が必要です。</li> </ul>
最終処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も既存施設での埋立を継続するためには、ごみの減量化や適正分別が必要で</li> <li>● 最終処分場の浸出水処理施設の適正な維持管理の継続が必要です。</li> </ul>

## 5 基本理念と基本方針

本町では、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを推進することにより、資源循環のサイクルを構築し、循環型社会の構築を目指します。

本計画では、すべての人が参加するSDGsの考え方を踏まえ、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いつつ、協働・連携し、長期的な視点で未来を考え、持続可能なまちを目指して積極的に取り組んでいく必要があることから、以下の基本理念を掲げます。

### ◆基本理念と基本方針

## 循環型社会の構築

～安全・安心・快適に暮らせる日高～

### 基本方針 発生抑制の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し住民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的協力を強く働きかけていきます。

### 基本方針 排出抑制・再資源化の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、集団回収、拠点・店頭回収、法定リサイクル（家電・パソコン）、資源物分別収集等の再資源化を推進していきます。

### 基本方針 適正処理の推進

排出されたごみを適正に処理する体制を確保し、中間処理施設、最終処分場などの施設を適正に維持管理します。また、社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を構築していきます。

#### 関連するSDGs



## 6 ごみ処理の目標

本計画においては、前基本計画の削減目標を参考にしつつ、令和3年度実績から目標値を削減する設定とします。

### 排出抑制目標

家庭系燃えるごみの生ごみ対策等により、令和3年度1人1日あたりの家庭系ごみ排出量から、中間目標年度の令和14年度において5%削減を家庭系ごみの目標とします。

また、事業系ごみにおいては、近年増加傾向になっている燃える大型ごみを対象に令和3年度の事業系ごみ年間排出量から令和14年度において5%削減する目標とします。

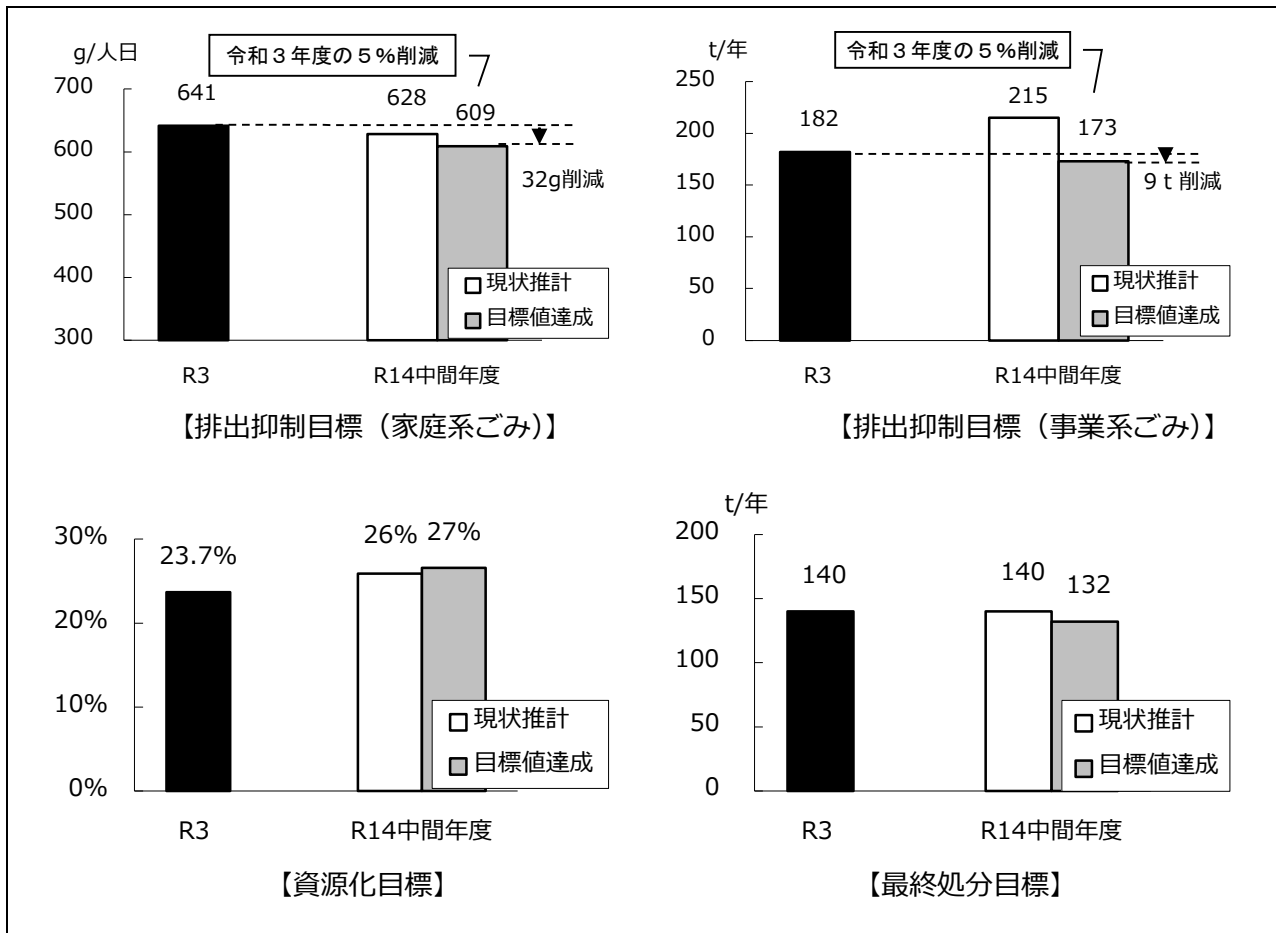
### 資源化目標

ごみの排出抑制及び資源物の分別徹底を行うことで、令和14年度において資源化率27%を目標とします。

### 最終処分目標

ごみの排出抑制及び資源化の推進により、令和14年度において最終処分量を132tまで削減することを目標とします。

#### ◆目標値





## 7 ごみ排出抑制のための方策

ごみの排出抑制を進めるため、ごみの分別収集や排出抑制に積極的に取り組む住民・事業者を増やすものとします。行政は、住民や事業者の取組みを支援するものとします。

### 【関連するSDGs】



### ◆行政における役割、方策

施策の項目	取組み内容
環境教育、啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌・防災行政無線によるPR活動</li> <li>● ごみの出し方・ごみカレンダーの各戸配布</li> <li>● 家電リサイクル法及びパソコンリサイクルの周知</li> <li>● 資源ごみ集団回収奨励金交付制度、小規模環境施設整備事業の普及推進</li> <li>● ごみステーション用看板の作成及び設置</li> <li>● ごみ処理施設（清掃センター）の見学</li> <li>● マイバッグキャンペーンの推進</li> <li>● アパート管理者に対する指導の実施</li> <li>● 事業者に対する減量化・再生利用の指導</li> <li>● 実績をあげた個人・事業者の活動に対する表彰制度の検討</li> </ul>
有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭系ごみの指定ごみ袋の価格の見直しの検討</li> <li>● 事業系ごみの指定ごみ袋の価格の見直しの検討</li> </ul>
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フードバンク活動等の住民への啓発</li> <li>● 食品ロス削減に関する食品関連事業者の取組みを周知し、理解を促進</li> </ul>
プラスチック製品の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページやSNS等での使い捨てプラスチック製品の使用の抑制などの啓発</li> <li>● 小型プラスチックの分別収集の徹底を啓発</li> <li>● プラスチック製品のリサイクルについては国の動向を注視</li> </ul>
多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有効利用の手法、資源物を取り扱う資源回収業者等の紹介</li> <li>● 販売店の店頭での資源物の回収を協力要請</li> </ul>
飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 販売店等への過剰包装の自粛呼びかけ</li> </ul>
庁用品、公共関与事業における再生製品等の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁用品に再生製品等を使用</li> <li>● 公共事業等において再生品等の使用</li> </ul>

## 一般廃棄物処理基本計画

### ◆住民における役割、方策

施策の項目	取組み内容
住民団体による集団回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団回収や資源回収業者の利用促進</li> <li>● 廃家電やパソコン等の適正なルートでの処理・再生を推進</li> <li>● リターナブルビンの返却</li> <li>● ペットボトル、乾電池等の拠点回収・店頭回収を積極的に利用</li> <li>● フリーマーケットやガレージセールの場合、民間団体が提供する不用品交換情報等を活用</li> <li>● ごみの分別収集の徹底</li> </ul>
生ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「使いきる」、「食べきる」、「水気をきる」の3キリ運動</li> <li>● 生ごみの堆肥化</li> </ul>
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的な食品購入と食材の使い切りによる生ごみの発生抑制</li> </ul>
プラスチック製品の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの使用抑制</li> <li>● 環境に配慮した製品やできる限り長時間（期間）使用できる製品の選択</li> </ul>
過剰包装の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイバッグ持参によるレジ袋等のごみの削減</li> <li>● 簡易包装の選択</li> </ul>
再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生品の使用</li> <li>● 使い捨て品の使用抑制</li> <li>● 物をむだに消費しない生活スタイル</li> </ul>



### ◆事業者における役割、方策

施策の項目	取組み内容
発生源における排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出者責任や拡大生産者責任を認識</li> <li>● ごみの多量排出事業所には、減量化・再資源化計画の作成・提出</li> <li>● 食品廃棄物の多量排出事業所への食品ロス削減の情報提供</li> </ul>
過剰包装の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過剰包装を可能な限り控えるような取組みへ積極的に協力</li> </ul>
流通包装廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再利用等により流通包装廃棄物の発生を抑制</li> </ul>
使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者自主回収・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使い捨て容器の使用抑制</li> <li>● 環境やリサイクルを考えた製品の販売や自主回収、資源化ルートを構築</li> <li>● 製品の長寿命化や修理しやすい構造の商品の製造</li> <li>● 再利用できる容器の利用やリサイクルしやすい素材の利用</li> <li>● 商品の流通時の梱包材の減量や再利用のほか効率的な輸送</li> </ul>
再生品の使用促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等の再生品の使用</li> </ul>

## 8 ごみの適正処理計画

廃棄物の処理・処分については、組合と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を維持します。台風や地震などの災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬等に努めます。また、感染症発生時においても、感染防止策を講じて、平時同様に廃棄物の処理・処分体制を確保します。

### 【関連するSDGs】



基本施策	取組み内容
収集・運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状の収集・運搬体制を維持</li> <li>●社会情勢の変化や排出状況に応じた、収集頻度や排出方法、手数料等の見直し</li> <li>●高齢化社会等に配慮したふれあい収集の検討</li> </ul>
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・安定なごみ処理の継続</li> <li>●施設の適正な維持管理の継続</li> </ul>
最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最終処分場の適正管理</li> </ul>
その他適正処理に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄防止対策の徹底</li> <li>●適正処理困難物等の対策</li> <li>●災害廃棄物対策</li> <li>●在宅医療廃棄物対策</li> <li>●漂着ごみ対策</li> </ul>

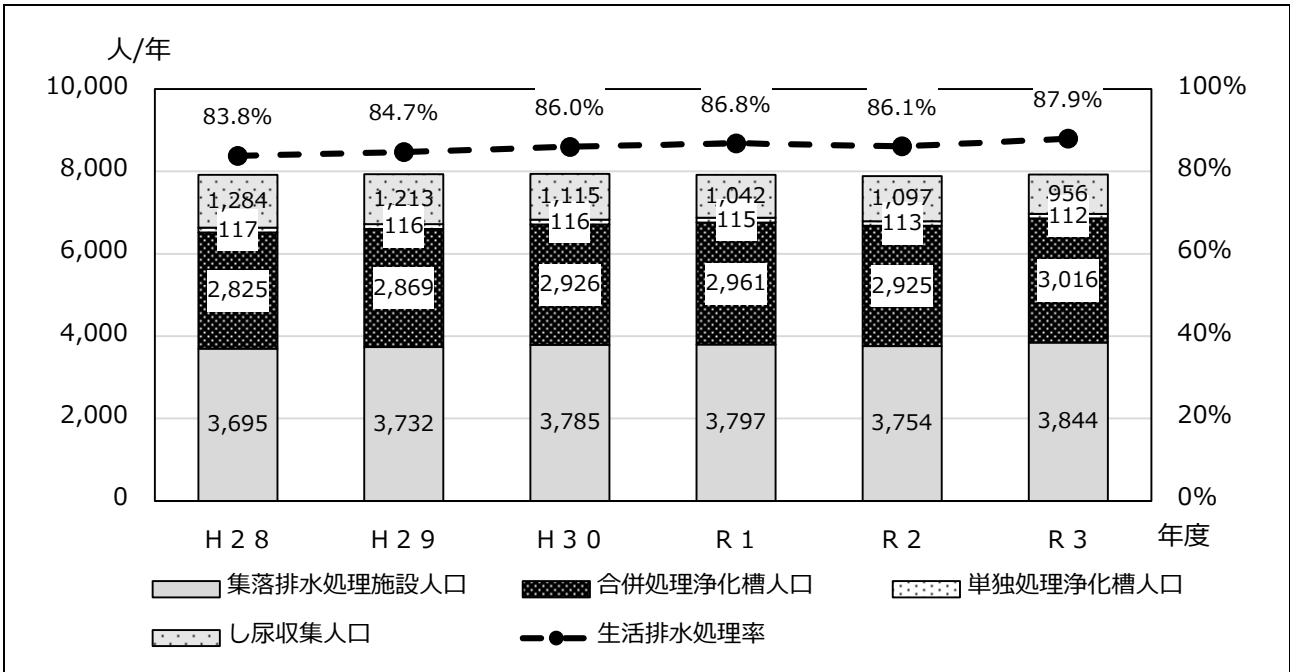


# 一般廃棄物処理基本計画

## 9 生活排水処理の現状

本町では、集落排水施設、合併処理浄化槽の普及に伴い、水洗化・生活雑排水処理人口は、年々増加しています。これに伴い、単独処理浄化槽やし尿収集などの生活雑排水が処理できていない人口は減少しています。

### ◆生活排水処理形態別人口の実績



## 10 生活排水処理の目標

### ◆基本方針

#### 基本方針 1 生活排水の適正処理へ普及・推進

- 集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽の設置により、生活排水処理を普及・推進します。
- 単独処理浄化槽の家庭については、合併処理浄化槽への転換を啓発します。

#### 基本方針 2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- 御坊広域行政事務組合が管理・運営する汚泥再生処理センター（御坊クリーンセンター）で、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、組合が実施する適切な整備に対して協力していきます。

関連するSDGs



本町の令和3年度生活排水処理率は86.5%です。計画目標年度の令和19年度までに生活排水処理率を約97%にすることを目標とします。

◆生活排水処理の目標

区 分	令和3年度 (基準年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	86.5%	93.6%	96.8%

注) 生活排水処理率 = (集落排水処理施設人口 + 合併処理浄化槽人口) / 行政区域内人口

## 11 生活排水処理の計画

集落排水処理施設	農業集落排水処理施設2地区、漁業集落排水処理施設3地区が整備済み 集落排水処理施設への接続について普及啓発
合併処理浄化槽	集落排水処理区域外の生活雑排水の未処理世帯（単独処理浄化槽設置世帯、くみ取り世帯）に対し合併処理浄化槽への転換を推進 「日高町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により、合併処理浄化槽設置者への補助

## 12 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

◆し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

処理施設の種類	単位	令和3年度 (基準年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (計画目標年度)
し尿	kL	458	215	110
浄化槽汚泥	kL	3,990	4,321	4,487
合計	kL	4,448	4,536	4,597

収集・運搬計画	現行の収集・運搬体制を継続 収集運搬体制の効率化・円滑化
中間処理計画・最終処分計画	現行の中間処理・最終処分を継続 施設の適切な維持管理を継続 施設の更新の実施
有効利用計画	汚泥の有効利用の推進
その他	住民に対する広報・啓発活動